

はじめに

少子高齢化の進行により、高齢者は住み慣れた地域や自宅で生活を送り、介護や医療が必要なときは、家族も含め連携して支援を提供する体制を築くことが必要となってきた。このような考え方のもと、2005（平成17）年から2015（平成27）年までの介護保険法改正において、地域内での生活、介護、医療、予防、生活支援を一体的に提供するケア体制である地域包括ケアシステムの構想が示された。

2009（平成21）年度の看護教育における改正カリキュラムでは、教育内容の充実を図り、学生の実践能力を強化することが目的とされた（「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」厚生労働省、2007年）。この実践能力は、看護専門職として、より患者の視点に立った質の高い看護を提供できる能力のことである。

2020（令和2）年10月には地域包括ケアシステムの構想に呼応するかたちで、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布された。そこでは急性期医療を担う医療機関、高齢者などに対応する在宅医療・介護、看護師の就業場所の多様化、多様化・複雑化する人々の健康へのニーズなどを考慮したカリキュラムが示された。患者に安全かつ効果的な医療・ケアを提供するには、職種横断的な多職種連携によるチームケアが重視されており、今回の改正カリキュラムでは、そのための看護職の専門性を強化する策として、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「基礎看護学」などに単位増が図られている。

また、チーム医療を推進するために、厚生労働省は看護師の役割拡大を図ることが重要との認識を示し（「チーム医療の推進に関する検討会報告書」、2010年3月）、保健師助産師看護師法第5条に定められている業務「療養上の世話又は診療の補助」のうち、看護師が「診療の補助」として安全に実施することのできる行為の範囲を拡大する方針を定め、2014年6月の保健師助産師看護師法の改正において、「特定行為に係る看護師の研修制度」を創設した。この制度の活用のもと、看護職が役割を拡大し、さらに専門性を発揮していくには、的確な技術を身に付け、患者の安全を担保するとともに、患者の尊厳と権利を守るという専門職としての価値を体現することが求められる。

したがって、基礎教育ではその土台となる専門的知識と技術を学び、科学的思考を深めるとともに、看護の価値とコミットメントを醸成し、専門職として研鑽しようという意欲を育むことが重要となろう。

教科目「看護学概論」は、看護学の土台である基礎看護学に位置し、看護学を履修する学生が最初に学習する専門科目であり、看護学全体の基本的内容を含む。さらに、看護に関する過去と現在および未来の見通しを伝え、看護学の本質を理解させると同時に、看護学の豊かさや奥深さをイメージさせ、関心を高め、各領域の看護学への学習意

欲を鼓舞させるための科目でもある。

本書は、2004（平成16）年に初版を出版し、初学者がよりわかりやすいように改訂を重ねてきた。今回は、全体の構成は変えず、内容について更新、精選し、また視覚的に読みやすく、理解が深まるように充実させた。また、前回の改訂より「第3部 社会的機能としての看護」で看護の継続性とチームアプローチについて展開する章を新設している。

本書の特色は、看護学、看護、人間、健康、環境といった抽象的概念をイメージしやすいように、図や表を多く用い、あるいは具体的な例を挙げるなど、初学者（1年生）が理解できるよう工夫したことである。また、2002（平成14）年に文部科学省指導の「看護学教育の在り方に関する検討会」の報告で示された「人間性に基づく倫理的判断能力の育成」や、2020年の指定規則一部改正に照らし、内的・外的規範である看護倫理と法的側面に関する記述を多く取り入れた。さらに、医療改革を迫られた背景の一つである医療費の高騰は、今後の看護のあり方にも大きく影響を及ぼすことから、看護の経済的評価、すなわち診療報酬制度についても言及した。

本書が看護学を初めて学ぶ学生のテキストとして、あるいは一般の人々や保健・医療・福祉の他の専門職が看護学（看護）を理解する参考書として、活用されることを期待する。

編者一同